

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	高城北部 (本八重、平八重、雀ヶ野、中原、大開、蕨ヶ野、菘野、岳野、日野八重、松八重、下星原、田辺、田辺開拓、木之下、八久保、雁寺、西久保、豊広、後向、七瀬谷、岩屋野、田尾、木浦開拓、様ヶ野、太郎、市野々、上星原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月19日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域の状況】 ・当地区の南部(有水地区)は有水川の流域沿いに水田が広がるが、農地の農業担い手集積率が低い。また、零細な農家が耕作している土地が比較的多く、農地の後継者の確保ができていない土地も多い。 ・当地区の北部(四家地区)はほとんどが山林で山間部に集落や田畑が点在している。農業担い手が高齢化しており、耕作条件の悪い農地は荒廃化しているところもある。</p> <p>【担い手の確保・育成】 ・地区内の担い手が耕作している土地が極めて少ない現状であり、農地の担い手の確保が急務になっている。 ・農地の貸付け等(売りたい・貸したい)意向はかなり多いが、地区内には借受け意向はほとんどない。 ・農地利用意向調査の中で将来、農地を託す先が「いない」との回答が4割以上あった。 ・地区内の農業後継者の年齢層が高く、20代から30代の若い層の後継者が皆無である。</p> <p>【鳥獣被害】 ・全域において鳥獣害が見受けられるため対策が必要であるが、補助事業で取り組む場合、個人での実施ができない上に15年以上の耕作の見込みが必要なため、取り組みに踏み切れない場合がある。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を主要作物としつつ、園芸作物(カンショ、サトイモ、ゴボウ、コマツナ、加工ホウレンソウ、エダマメ、施設キュウリ、イチゴ、ミニトマト)、飼料作物(トウモロコシ、牧草、飼料用米、WCS)、工芸作物(茶)等の団地化を形成する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	808.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	808.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の担い手は畜産農家が比較的多く、今後、経営拡大に伴い飼料生産のための農地が必要になる可能性があるため、継続的に農地利用についての話し合いを進め、農地の集積、集約化につなげていく。 ・耕作地の集約化を進めるため、田と畑との耕作地の交換等についても、耕作者の意向を確認しながら進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住する場合が多くなることから、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるために農地中間管理機構を活用していく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・畑については、基盤整備を行っていない区域があり、狭小・変型な区画もある。こうした農地については、今後、畑地帯総合整備事業等を実施していく中で基盤整備についても検討していく。 ・田についても、一部、基盤整備を行っていない地区があり、今後、地権者や耕作者の意向等を確認しながら整備の可能性を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・作業の効率化が期待できる作業は委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・すでに侵入防止柵の設置を実施している区域があるが、今後は地区内で既設置施設の定期的なメンテナンスを行うための体制を確保するように努める。

⑦保全・管理等

・多面的機能支払制度を活用して、用排水路や農道の維持管理や畦払いなどの農地の保全管理作業を継続的に実施する体制を維持する。

・用排水路については、長年の利用で土砂に埋もれてしまい機能していないものもあり、今後、点検を行い対策を検討する。

・中山間地域等直接支払制度の取り組み要件を満たしていると思われる集落もあるため、集落内での話し合いを進め、事業を活用して農用地を含めた農村集落を維持する方向を検討していく。